

利用規約

備北交通株式会社（以下「当社」）が管理する当駐車場ご利用の際は下記規定に従っていただきます。ご利用の際には必ず規定の内容をご確認ください。

1.短期駐車のための「場所」の提供

当駐車場は短期間駐車のための「場所」を有償（場内掲示の料金）にて提供することを目的としたものであり、車両を保管・管理するものではありません。

また場内は自動車の駐車以外の用途には使用できません。

2.免責

当社は、当駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

当社は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、もしくはその附属物もしくは積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他当駐車場内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について責任を負いません。

当社は、天災地変、自然災害、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴う損害について責任を負いません。

当駐車場が工事・催事などで交通規制があった場合などは、一般車両の入出庫に制限がある場合がございます。

3.駐車時間

当駐車場の利用時間は入庫から駐車チケットに記載された有効期限までとします。

駐車チケットの有効期限にかかわらず、入庫から 48 時間を超えて駐車しないでください。

入庫から 48 時間を超過する場合は事前に場内掲示の連絡先へ連絡してください。

駐車チケットの有効期限内に出庫した場合、その有効期限内であっても満車等の理由で再度駐車することができない場合があります。

4.駐車することができる車両

・当駐車場内に駐車することができる車両のサイズは、下記の基準に該当するものに限りません。

・全長 3.3m 以上 5.0m 以下 ・全幅 1.9m 以下 ・全高 2.0m 以下

・車両総重量 2.0t 以下 ・最低地上高 15cm 以上

・上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- 1.オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
- 2.エアロパーツ及び改造パーツ装着車等、入出庫障害を起こすおそれがある車両。
- 3.無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- 4.自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- 5.自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- 6.仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- 7.危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両。

・上記規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとします。

・自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

5.駐車料金

・当駐車場は、前払いチケット制になります。

・当駐車場の利用者は、当駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車予定時間に応じた駐車チケットを入庫後速やかに購入することで駐車料金をお支払いいただきます。

・駐車チケットを紛失した場合の返金・駐車チケットの再発行及び駐車チケット発行後の払い戻しは一切できません。

・駐車チケットの有効期限を超過して駐車した場合、出庫にあたり、超過時間に応じた駐車チケットを購入することで駐車料金をお支払いいただきます。

・1万円・5千円・2千円といった高額紙幣はご使用できませんので、精算の際にはあらかじめ千円札もしくは硬貨をご用意ください。

6.駐車方法

・当駐車場の利用者は、車室枠線の駐車スペース内中央部分に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

・カラーコーンおよびテープ類で封鎖している枠内には駐車しないでください。封鎖中に駐車した場合に生じた車両の破損等について、当社は一切の責任を負いません。

・入庫後、速やかに駐車チケット販売機記載の手順に従い、駐車チケットを購入し、駐車チケットを車両のフロントガラスの外から有効期限が見えるように車両内に置いてください。

・駐車時間が駐車チケット記載の有効期限以内の場合、出庫にあたっての手続きは必要ありません。

・駐車時間が駐車チケット記載の有効期限を超過している場合、出庫にあたり、必ず、駐車チケット販売機記載の手順に従い超過時間に応じた駐車チケットを購入することで駐車料金のお支払いを済ませてください。

7. つり銭切れ、領収書の不発行等の場合

- 機器の故障による領収書の不発行につきましては、場内掲示の連絡先へご連絡ください。後日、ご郵送にて対応させていただきます。
- つり銭切れの状態でご精算された場合、預かり書が出ますので、そちらをもって窓口にお越しください。

8. 利用上の禁止行為等

• 飲酒運転禁止

飲酒運転（薬物等を含む）による利用は禁止です。

• 場内安全走行義務

場内での走行は時速 8km 以下で徐行願います。また、他の車両・歩行者に十分ご注意ください。

• 近隣等への迷惑な行為の禁止

場内でのアイドルリング・空ぶかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声、宿泊はしないでください。また、場内は禁煙です。

• 不衛生な行為の禁止

場内へのゴミ（吸殻・空き缶・弁当あき箱・雑誌）の放置、立小便等不衛生な行為は一切禁止します。

• 機器、施設に対する不要な行為の禁止

駐車場利用者およびその関係者（同乗者含む）は、禁止されている場所に駐車ならびに立ち入りしたり、精算に必要以外の機器・施設類に許可なく手を触れたりしないでください。

• 機器、施設を破損の場合の連絡義務

機器、施設を破損させた場合は速やかに、場内掲示の連絡先へご連絡ください。

• 機器トラブルの際の連絡義務

トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ、緊急連絡先へご連絡ください。利用者の判断により、無理に入出庫されたことが原因で車が破損されても、当社では一切責任を負いかねます。また、出庫に際してお待ちいただく時間等の損害賠償も当社では負いかねます。

• 場内看板、掲示物の内容遵守

場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。

9. 不正駐車

不正駐車（不正な入出庫および駐車）をした場合は、警察への通報、車両の他の場所へのレッカー移動等もしくはチェーン等で施錠させていただく場合があります。また、その場合の諸費用と正規駐車料金の他に違約金として 2 万円請求させていただきます。不正(禁止)行為の状況により、今後、当駐車場の利用を禁止させて頂くことがございます。

なお、違約金および損害賠償（諸費用・駐車料金等）につきましては車両使用者（占有者）もしくは車両所有者に請求させていただきます。

•以下の様な駐車方法は「不正駐車」とします。

- ・上記「4.駐車することができる車両」に違反した車両
- ・車室枠線からはみ出して駐車する等上記「6.駐車場利用方法」に反する駐車
- ・車室をまたがる駐車
- ・車路に停めた駐車
- ・事前の連絡がなく入庫から 48 時間を超えた駐車
- ・入庫後、フロントガラスの外側からみて車両内に駐車チケットの確認ができない状態での駐車
- ・駐車時間が駐車チケット記載の有効期限を超過したにもかかわらず、駐車料金の精算をせずに出庫した場合
- ・駐車チケットに記載の車両番号と自動車登録番号(一連指定番号)が異なる場合

10.利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合、又は故意もしくは重大な過失により、駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより、当社が被った損害（その結果、駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償していただきます。

11.画像・映像情報の取扱い

ビデオ・カメラ等で駐車場内及び駐車場周辺を撮影した画像・映像情報については、駐車場の運営管理、不正駐車を取り締まり、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用いたします。また、撮影した画像・映像情報は、上記利用目的に基づいて当社が必要と判断した場合および法令に基づき開示・提供する義務がある場合を除き、利用者その他第三者に開示・提供をすることはありません。